

## オ 畜産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
畜産総合研究センター	畜産臭気低減化簡易対策の検証	臭気対策が必要な畜産経営の現地調査を行い、臭気の発生状況の調査による現状把握と、中小規模経営でも導入しやすく即効性の高い消臭剤の散布など現場に応じた簡易な対策を検討・実証する。24年度は4事例の調査と微生物系脱臭資材の性能評価を行った。	24年度～26年度
	畜産排水の低コスト脱色技術の開発	畜産汚水の浄化処理施設からの排水は、黒褐色から黄色を呈するため、苦情の要因となりやすく畜産農家に不利益をもたらす。そこで、脱色を図る資材に非晶質ケイ酸カルシウム水和物(CSH)を選定し、排水に添加したところ、排水中の色が40～80%低減し、りん及び大腸菌群は100%近い除去効果が得られた。また、回収した使用済みCSHは、りん酸質肥料としての利用の可能性が考えられた。	23年度～25年度
	畜産排水の窒素低減化処理技術の確立	水質汚濁防止法の排水基準の見直しにあたり、畜産を含む事業所から排出される汚水については、硝酸性窒素類の規制強化に対応できる処理施設・技術が求められている。排水中の窒素処理技術について、硫黄脱窒法では、資材としてチオ硫酸ナトリウム溶液、粉末硫黄剤を用いた場合に高い脱窒効果が認められたが、取り扱い性や装置の簡易面から、資材には粉末硫黄剤が望ましいと考えられた。	24年度～26年度
	家畜排せつ物のセメント製造燃料利用技術の開発	セメント製造用の燃料・原料に適合する県内養豚堆肥の調査を行ったところ、ふん尿混合分離後副資材を使用して縦型密閉コンポスト処理をした堆肥と副資材を使用して堆肥化処理をした堆肥が燃料用堆肥として使用できる可能性があった。また、豚ふん尿は浄化槽汚泥と一緒に固液分離するとふん中の塩素を低減でき、燃料用堆肥の製造方法に適用できることがわかった。	22年度～24年度
	成分調整堆肥の成型化の検証	リン酸アンモニウム溶液を添加した高濃度堆肥の成型化では、攪拌機を用いた場合、2～8mmの粒度の成型堆肥を約80%作製することができた。また、作製した成型堆肥の肥料成分は、窒素、リンで濃度が上昇したことから、肥料成分を高めた高濃度成型堆肥の簡易作製は可能なことが示された。	24年度～26年度
	養豚における未利用資源の有効利用に関する研究	コンビニエンスストアの弁当に入っている天ぷらやフライを揚げた油を搾った際に出る排出される揚げ粕を肥育後期の豚に5%および10%配合して給与し、発育及び肉質、脂質への影響を調査した。10%配合では軟脂の発生が危惧されるため、揚げ粕の配合割合は5%程度までが適当であった。	18年度～25年度
	未利用資源の養鶏飼料への応用の検討	コンビニエンスストアの弁当に入っている天ぷらやフライを揚げた油を搾った際に出る揚げ粕が採卵鶏用飼料として利用可能か検討したところ、揚げ粕を10%まで添加しても産卵性に影響はなかった。また、飼料用米(粳米)を給与する際のエネルギー不足を補う油脂源としても利用できる。揚げ粕は適切な配合設計をすることで飼料原料として十分利用可能であった。	18年度～25年度

## カ 水産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
水産総合研究センター	房総周辺海域における海洋環境の把握と特性解明	試験船の調査結果と定期旅客船、漁船、人工衛星による海面水温資料から、「関東・東海海況速報」他の海況情報を作成し、ホームページ等で公表しました。また、各資料及び海況図に基づく黒潮離岸距離、冷水渦、暖水波及の数値化・データベース化により海洋環境の動態を把握しました。	S39年度～継続中
	外海浅海域における海洋環境の把握と特性解明	外海浅海域における水温、水質、底質、海藻類に関するモニタリング調査を行い、漁場環境の現況と長期的な変化を把握しました。24年度は、内房海域で8～9月の水温が平年より2～3℃高い状況でした。	19年度～継続中
	東京湾海域における海洋環境の把握と特性解明	東京湾における定期的な海洋観測により、東京湾の水質環境をモニタリングし、貧酸素水塊の消長やのり養殖環境などを明らかにしました。また、「東京湾海況情報」、「貧酸素水塊速報」、「のり海況速報」等の情報を漁業関係者に提供するとともに、ホームページ上で公開しました。	S42年度～継続中
	貧酸素水塊が東京湾沿岸浅海域の底生生物に与える影響の解明	東京湾で発生する貧酸素水塊の沿岸浅海域(水深10m以浅)での動向と、底生生物に与える影響を明らかにし、効果的な漁場環境の改善手法を提示します。24年度は、北部沿岸域の貧酸素水塊の状況、底質及び底生生物の生息状況を明らかにしました。	23年度～27年度
	有害プランクトン(シャットネラ属)のモニタリング手法の確立	養殖業などに被害をもたらすプランクトンであるシャットネラ属プランクトンの東京湾における出現状況と表泥中のシストの分布状況を調査しました。24年度は、内房海域で10月にシャットネラ属プランクトンを確認しましたが、出現密度は低く、被害をもたらす水準ではありませんでした。	21年度～24年度
	印旛沼におけるヨシ・ガマ帯の魚類再生産に関わる機能の解明	印旛沼において、抽水植物(ヨシ・ガマ)帯が産卵場及び稚仔魚の保育場として果たす機能を解明します。24年度は、調査点での水質調査を実施すると共に、同地点の植物帯の沖・際・中における魚介類の1㎡あたり採取量を比較しました。8～9月に植物帯の中で溶存酸素量1mg/L以下となった日が10日間ありました。夏季の魚介類採取量は、植物帯の際で中より大きくなり、低酸素の影響が推察されました。	22年度～26年度
	湖沼河川の魚介類資源動態の把握	印旛沼、手賀沼における魚介類資源の動態を把握するため、張網による採捕調査を6月と10～11月の2回実施しました。印旛沼では魚類23種・甲殻類4種、手賀沼では魚類20種・甲殻類4種を確認しました。	S50年度～継続中
希少種保護増殖技術の開発	県内で減少しているタナゴ類の保護を目的に、その産卵母貝であるイシガイ科二枚貝の増殖手法を開発するため、2種類の人工餌料を与え、成員の長期飼育試験を実施しました。一方の人工餌料投与区では、7～8月に大量死を起こし、イシガイ科二枚貝の餌料としては適合しないことが推察されました。	3年度～継続中	

キ 中央博物館

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	重点研究：房総丘陵の自然一過去、現在、未来一（植物学）	銚子市域の植物相調査を行い、1km メッシュ 106 のうち 72 について調査が終了した。総記録データ数は 5480、累積分類群数は 932、館員の標本採集点数は 937 であった。ボランティアのべ 94 名、標本点数は 2404 であった。蘚苔類については、東京大学千葉演習林が保管している標本調査を行った。地衣類については、東京大学千葉演習林内で現地調査を行い、収集した標本の同定作業を進めた。また千葉演習林で保管されている標本を検討し、これまで県内で未記録だった 2 種と希少種 1 種を認め、日本地衣学会にて報告した。	24 年度 ～継続中
	重点研究：房総丘陵の自然一過去、現在、未来一（動物学）	東京大学千葉演習林において、1 1 回の現地調査を行い昆虫標本の採集を行った。採取した標本については標本化作業と同定を進めた。	24 年度 ～継続中
	重点研究：房総丘陵の自然一過去、現在、未来一（地学）	鴨川市内の房総丘陵から派生した分離丘陵「鴨川富士」周辺の地質について調査を行い、50 点の資料を採集した。また化石については、市原市梅ヶ瀬溪谷のトド化石の発見と報道発表を行ったほか、上総層群の脊椎動物化石調査を 4 回実施した。さらに、君津市蔵玉、折木沢、高岩沢、清和地区の小糸川、養老溪谷等における陸成炭酸塩岩「トゥファ」の調査を行い、成果は学会で発表した。	24 年度 ～継続中
	地域研究：房総半島の地層の堆積環境の復元	2011.3.11 東日本太平洋沖地震で屏風ヶ浦に到来した津波堆積物の剥ぎ取り資料の検討を行い、地球惑星連合大会で発表した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総半島嶺岡帯の地質構造の解明	嶺岡帯に産出する斑れい岩類の産状及び岩石学的性質のまとめを行い、日本地質学会で発表した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総半島の地形景観とその成り立ちに関する研究	銚子半島～屏風ヶ浦海食崖～旭市椿海の現地調査を行い、地形景観を眺望できる場所を把握した。それらのうち、銚子マリーナから見た屏風ヶ浦の地形地質、銚子タワーから見た銚子半島の地形の解説図を作成し、銚子市で開催された一般向け講演会などで発表した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総半島の脊椎動物化石の分布調査	市原市の梅ヶ瀬溪谷から発見された鱈脚類化石が、世界最大のトド類と判明した。今後国立科学博物館の甲能直樹博士と共同研究を進めて、CT を用いた組織の解析等を進める予定である。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総の十脚甲殻類化石相	三浦層群千畑層、下総層群などからハサミ脚の断片を採集、クリーニング処理などを行った。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総周辺の花弁・環境誌	東総地域の歴史時代をさぐる試みとして、茨城県潮来から得られたボーリングコアの花弁分析をおこなった。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総丘陵におけるタゴガエルの産卵場所に関する環境地質学的研究	養老溪谷において 2012 年 4 月～6 月には幼生や幼体の生息状況を、2013 年 1 月～3 月にタゴガエルの越冬状況や産卵状況を調査した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総丘陵における河川の発達と河道の変遷に関する研究	小櫃川上流域の踏査、古地図、迅速図、過去の地形図等による解析、古文書の解析を行った。	18 年度 ～継続中
	地域研究：千葉県内の甲虫相に関する研究	大多喜県民の森、清和県民の森、南房総市で調査を行い、千葉県の甲虫相を明らかにするための基礎資料を収集した。市民研究員との協働で、千葉県動物誌、千葉県産動物総目録に掲載されていない甲虫の文献調査を行い、60 種を確認した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総のハチ類誌	県内で広くハチ類を採集し、約 600 個体の標本作製した。標本の同定を進めているが、サイジョウハムシドロバチ、ミカドジガバチなどの生息が明らかとなった。「アシダカグモを運ぶツマアカクモバチ」など 3 編を雑誌「房総の昆虫」に発表した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総の貝類誌	房総半島にどのような貝類が第四紀以降生息しており、それが人間活動を含めた環境変化に対して、どのように変遷し、また人間にどのように利用されてきたか等について調査した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総の土壌動物誌	千葉県内各地から採取した土壌試料からツルグレン装置で抽出した土壌動物試料約 20 点を分類群ごと（概ね目または亜目単位）にソーティングした。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総の魚類誌	ミヤコタナゴを生物多様性センターと共同で採集し、博物館のコレクションとすると共に DNA の分析を行った。また、内房の東京海底谷の魚類を収集した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総の甲殻類誌	カイメン共生性エビ類の採集を行い、館山において、新たに潮間帯性の 2 種の存在を確認した。木更津の盤洲海岸から採集された、ツバサゴカイ共生性のマメガニ属の一種は外来種であることが示唆され、今後は原産地由来の標本との比較が必要である。房総半島とその周辺海域から採集された標本の検討を進め、イバラモエビ属の 1 新種とトガリツノガイヤドカリ属の 3 新種を記載した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総丘陵の昆虫・クモ類相	清和県民の森、清澄山を中心に調査を行い標本採集、同定、標本作製を行った。また、生態写真を多数撮影し、『しいむじな』や山 FM ウェブサイト等で公開した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：房総丘陵の両生爬虫類相	房総丘陵を中心に両生爬虫類の調査を行い、タゴガエル、ヒキガエル、モリアオガエル、ニホンアカガエルなどの生態写真を撮影し、観察会で活用した。	18 年度 ～継続中
	地域研究：千葉県の鳥類相に関する研究	千葉県を中心とした文献を閲覧し、千葉県全域の鳥類が約 400 種であることを確認した。また、海岸部の鳥類相の状況などを把握するため現地調査を行った。	18 年度 ～継続中
地域研究：千葉県における哺乳類各種の生息状況と生態	千葉県を含む国内外のハクビシン及びニホンテンの遺伝子特性に関し、論文 2 編（英文）を公表した。	18 年度 ～継続中	
地域研究：房総の維管束植物誌	24 年度は、のべ 20 日調査し、220 点の標本を採集した。これで累積分類群数が 1005 に達した。新産および再記録の論文を発表した。	18 年度 ～継続中	
房総に自生する植物のフェノロジー	生態園や千葉市緑区、君津市高岩山周辺の 3 地域において、シダ植物 17 種を含む計 34 種の草本植物の季節的な生長過程を記録した。それらのフェノロジー型を確定し、葉の寿命についても資料を得た。	18 年度 ～継続中	
地域研究：房総丘陵の維管束植物相	清和県民の森、清澄山を中心に調査を行い標本採集、同定、標本作製を行った。また、生態写真を多数撮影し、『しいむじな』や山 FM ウェブサイト等で公開した。	18 年度 ～継続中	
地域研究：房総の蘚苔類誌	市原市の蘚苔類相について、市民研究員と調査を行い、ギボウシゴケモドキやオオクラマゴケモドキなどの千葉県新産を確認した。	18 年度 ～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	地域研究：房総の地衣類誌	共同研究員・市民研究員と協力し、県内に産するアナイボゴケ科、マルゴケ属、リトマスゴケ科、 <i>Malcolmiella</i> 属などの分類を一部明らかにした。	18年度～継続中
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する総合研究	舟田池の水質および水生生物に関するモニタリングを継続し、抽水植物の導入・再生についての実践的研究を推進した。成果が得られ池岸の抽水植物帯は増加しつつある。陸上の植生および植物相についてのモニタリング調査は実施できなかった。	18年度～継続中
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する野鳥調査	平成24年度(2012年4月-2013年3月)、生態園一周ルートを歩く早朝野鳥調査(7:45-8:45)および野鳥観察舎から見える範囲で行う日中調査(8:45-16:15)を土日祝日に全108日間に実施した。2011年は58種11002羽であったが、2012年は61種12843羽観察され、このうち11月にヒガラを生態園で初めて観察した。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県における原生生物等の生息状況	袋倉ダムなど複数の水域における分布状況を把握した。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県の水辺環境と水生昆虫類の分布特性	千葉県の絶滅危惧種『ミサキツノトビケラ』の成虫雌雄と蛹、幼虫の形態の記載を行い。全国の分布状況、生態、遺伝子構造について公表した。	18年度～継続中
	地域研究：海岸植物の保護増殖	24年度は自然保護協会と共同で、大津波が海岸の植生や松林等に与えた影響を市民とともに調査した。	18年度～継続中
	地域研究：照葉樹林の植生地理	県内では、佐倉市の社寺林について調査を行った。東アジアスケールでは、マレーシアサラワク州北部の低海拔地におけるブナ科植物の分布について調査した。	18年度～継続中
	地域研究：房総に自生する植物のフェノロジー	生態園や千葉市緑区、君津市高宕山周辺の3地域において、シダ植物17種を含む計34種の草本植物の季節的な生長過程を記録した。それらのフェノロジー型を確定し、葉の寿命についても資料を得た。	18年度～継続中
	地域研究：房総のヒメコマツの保全生態学的研究	個体群モニタリング、繁殖状況モニタリング、移植試験等の調査を行い報告書を作成した。また、県民を対象とした観察会を実施し、植物分類学会の公開シンポジウムで研究成果を発表した。	18年度～継続中
	地域研究：房総に生息する生物の動画記録に関する研究	山のフィールドミュージアムが活動している三島小学校周辺や清和県民の森などで約1年間にわたり撮影したDVテープについて映像を解析し、撮影記録原簿に記録し、整理する作業を行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵における人の生活と自然のかかわりに関する研究	房総丘陵に特有の二五穴という用水路について、その開削について調査した。二五穴は、房総の地形を巧みに利用していることがわかった。	23年度～継続中
	地域研究：房総半島における縄文時代の狩猟	狩猟対象のシカの生息環境と畏れについて、勝浦周辺で現地調査を実施した。	24年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の魚類相と繁殖	県内調査では、ミズウオ、ソコログラなどの深水性魚類をはじめ、海の博物館前で収集した潮間帯に生息する魚類を資料登録した。	18年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島の海産無脊椎動物相	2013年2月、外房からは記録のなかったロウソクエビ科の一種が採集されたため、同定作業を進めた。また、2012年12月に勝浦市でフシウデサンゴモエビの千葉県新記録および分布の北限記録となる個体が採集された。 これまで情報収集、標本収集が遅れていたクラゲ類を中心として研究を進めた。その結果、本邦初記録となるジュウモンジクラゲ類の仲間の発見や、これまで登録標本がなかったクラゲ類を採集することができた。これらの成果は、観察ノート「クラゲを観察しよう」に利用され、広く県民に還元された。 磯の観察エリア内の定点でのモニタリングを実施し、岩礁海岸生物群集の長期的な動態を把握するための基礎的なデータ収集および解析を行った。	18年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の海藻相	勝浦市沿岸を中心に海藻・海産種子植物相を調査して、海藻標本102点を新規登録した。南白亀川河口で絶滅危惧種アサカサノリの生育を確認した。	18年度～継続中
	普遍研究：GPR(地中レーダー)を用いた河川州の研究	日本でも有数の堆積性河川である静岡県安倍川の調査をおこない、GPR探査をおこなった。日本第四紀学会、日本地質学会で発表した。	24年度～継続中
	普遍研究：東北日本弧新第三紀火山活動の特質	新第三紀火山活動の特質を明確にするため、比較として第四紀火山の性質を調査する目的で箱根火山の噴出物を採集し検討した。	18年度～継続中
	普遍研究：地すべり地形の発達史的な分類に関する研究	小櫃川上流(本流)および猪ノ川流域について地すべり地形の分布状況を把握し、そのいくつかについては現地でも地すべり堆積物を確認した。これらについては山フィールドミュージアムの観察会「小櫃川を歩く」で解説した	24年度～継続中
	普遍研究：微小化石に基づく貝類化石の分類及び古生態の研究	岐阜県高山市福地から発見された石炭紀の貝類胎殻化石について、日本古生物学会で発表した。古生代の貝類胎殻化石は、日本では初めての報告である。	24年度～継続中
	普遍研究：地質時代温暖期におけるアジアの古植生復元	当博物館に収蔵されている中生代植物化石の標本調査を行いデータベースに登録した。	24年度～継続中
普遍研究：日本産十脚甲殻類化石の古地理と古生態	北海道、東北地方、関東地方などの新生界から産出した十脚類化石の、クリーニングおよび分類学的検討を進めた。	18年度～継続中	
普遍研究：東アジア周辺の花粉・環境誌	沖縄県石垣市の西表島の亜熱帯林におもむき、植生調査および表層花粉試料を採取した。	18年度～継続中	
普遍研究：河川地形の動態と生物分布に関する環境地質学的研究	亀山ダム周辺の地質調査を行い、タゴガエルの産卵場所を確認するための予備調査を行った。	18年度～継続中	
普遍研究：ミトコンドリアゲノム分析に基づく魚類の系統進化	コイ目、ニシン科、デンキウナギ目、ネズミギス目、板鰐類の系統進化をミトゲノム全長配列に基づき分析し、論文として発表した。	18年度～継続中	
普遍研究：日本産イシサンゴ類の分類・生物地理に関する研究	科研費の研究分担者等と協力して、主にオオトゲサンゴ科およびキクメイシ科について千葉県を含む日本列島温帯域に分布する種の再検討を行った。その結果、現在使われている学名が原記載と異なっている事例が複数見出され、その結果を日本動物分類学会で発表した。また、日本産のミドリイシ科ニオウミドリイシ属に関する再検討を行い、その成果を日本サンゴ礁学会誌に投稿し受理された。	18年度～継続中	
普遍研究：日本産エダヒゲムシ類の分類学的研究	昨年度から参加しているエダヒゲムシの口器と食性に関する共同研究を進行した。その中で扱っている種のうちの1種が未記載種であることが明らかになった。	18年度～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	普遍研究：十脚甲殻類の分類	台湾、中国、シンガポール、インドネシア、インド、フランス、ブラジルなどの研究者と共同研究を進め、23編の英文原著論文を公表した。公表された新分類群は3新属38新種に及ぶ。野外調査を国内各地において継続的に実施し、資料の収集と整理を行った。その過程で得られた新しい知見について論文をまとめ、随時投稿を進めてきた。	18年度～継続中
	普遍研究：カミキリムシ科甲虫の分類	これまでに収集した資料を元にウオーレシア（スラウェシ島からモルッカ諸島周辺地域）のカミキリムシを中心とする甲虫類の特性について、地史を絡めて考察した。	18年度～継続中
	普遍研究：アジア高山帯における植物分類学的研究	東京大学を初めとする調査隊が採集したゴマノハグサ科を含むネパール産植物約500点を同定・整理した。その結果は、東京大学総合研究博物館のデータベースに登録・公表されている。	18年度～継続中
	普遍研究：地衣類の多様性に関する研究	日本産マルミゴケ属 ( <i>Thelidium</i> ) の分類を明らかにした。共同研究員等と協力し、コナカムリゴケ等5種を日本新産として報告した。	18年度～継続中
	普遍研究：アジア太平洋地域におけるコケ植物の分類学的研究	シンガポール産のタイ類ミドリゼニゴケ科を研究し、2属7種を認め、当館のNat. Hist. Res. に論文を掲載した。	18年度～継続中
	普遍研究：香氣成分によるバラ属植物の化学分類	野生種のバラの香氣成分分析結果を第12回国際ヘリテージローズ会議（佐倉市、平成24年6月）で発表した。ヤマイバラ、カカヤンバラ等でバラ属には稀な成分が検出された。	24年度～継続中
	普遍研究：社会性ハチ類の生態・行動・進化に関する研究	「特集・アシナガバチの生物学 生活史とコロニーの個体群生態学」など2編を報告した。	18年度～継続中
	普遍研究：生物音声自動認識および環境モニタリングに関わる生物の音声信号と音環境構造の研究	73種の鳥類について音声辞書の追加および改善に役立つ音声資料を確認した。iPhoneアプリの導入により鳥類の識別への興味が増進する傾向があった。	18年度～継続中
	普遍研究：照葉樹林の生態学的研究	南西諸島（奄美大島等）で森林の調査を行い、房総丘陵との比較を行った。	18年度～継続中
	普遍研究：ブナ林の動態と生物地理	今年度は現地調査は行わなかった。これまでの研究成果を国際植生学会（木浦市、韓国）および植生学会（千葉大学、松戸）で口頭発表した。	18年度～継続中
	普遍研究：ニホンカモシカの生態学的研究	メスカモシカの繁殖成功率となわばりの質の関係について、出産状況、子の生残状況のデータ蓄積に努めた。	18年度～継続中
	普遍研究：芽ばえに関する記載的研究	新たに27種の芽ばえについて形態記載をおこない、標本とした。以下により研究成果を発表した。(1)春の展示関連行事として芽ばえに関する講演会を開催、(2)柏の県民プラザで芽ばえ展を開催、(3)芽ばえに関する解説記事を教員向け雑誌に執筆。	18年度～継続中
	普遍研究：ススキ、オギ、アシの比較生態	アシの生育は、土の含水量がある程度以下になると急に低下することを、新しく開発した方法で明らかにすることができた。	24年度～継続中
	普遍研究：水辺植生の再生による水環境保全技術の開発	舟田池・手賀沼・印旛沼での成果を秋田県八郎湖に活用し、探索を経て散布体から土着沈水植物株の入手に成功した。	18年度～継続中
	普遍研究：外来種『フロリダミズヨコエビ』の分布拡大とその要因	フロリダミズヨコエビと同時期に侵入した外来種アメリカナミウズムシについて全国の分布状態を公表した。	18年度～継続中
	普遍研究：アリ類の行動・生態学的研究	クロヤマアリを実験的に水を満たしたプール内の中央に設置した島に落下させると、泳がなければ到達できない円柱に向かって泳ぎだすという行動を研究した。この結果は、玉川大学で行なわれた日本昆虫学会第72回大会において「クロヤマアリ ( <i>Formica japonica</i> ) は目的地を見極めてから泳ぐ」というタイトルで発表した。	18年度～継続中
	普遍研究：シギ・チドリ類の越冬生態、特に個体数変動に関する研究	チドリ目の鳥類の越冬期の生息状況に関して、九十九里・利根川水系などで調査を行なった。特にシギ・チドリ類のミユビシギやオオソリハシギの個体数変動に関して解析した。	18年度～継続中
	普遍研究：関東平野における明治10年代の土地利用に関する研究	迅速測図を基礎資料とする土地利用の把握の作業を継続している。茨城県中部・南部の土地利用について、2km×1kmメッシュで卓越する土地利用を読みとり表にした。また2kmメッシュについては、含まれている全ての土地利用の項目を表にした。	18年度～継続中
	海博専門研究：房総半島における自然災害史の研究	地震津波の防災資料を、勝浦市内浜勝浦地区で確認し、積文を行った。これに係る現地調査を行って、当時の防災対策の確認を行った。	24年度～継続中
	海博専門研究：魚類の繁殖行動とその進化	鹿児島県屋久島および奄美大島で潜水観察を行い、フグ科魚類2属3種の繁殖行動を明らかにした。	18年度～継続中
海博専門研究：日本産共生性コエビ類の分類学的研究	テナガエビ科のジーファーテナガカクレエビ <i>Cuapetes lanceolatus</i> Okuno and Chan, 2012 およびホロヨイテナガカクレエビ <i>Cuapetes takedai</i> Okuno, 2012 を新種として記載した。	18年度～継続中	
海博専門研究：イソギンチャク類の分類・生態学的研究	イソギンチャク類の標本を採集し、形態解析、DNA解析用の試料を作成した。特に、本邦で110年ぶりの再発見となるイソギンチャクが採集され、形態形質の精査、DNA解析（共同）を実施した。この結果は、平成25年に発表予定である。また勝浦での初記録となるカニハサミイソギンチャクの保持していたイソギンチャクの飼育実験を開始し、形態変化を観察した。現在も継続飼育観察中である。	18年度～継続中	
海博専門研究：原始紅藻珪網植物の分類学的、生態学的研究	千葉県内数カ所でアマノリ属藻類を採集し、糸状体培養株を作出するとともに、北海道産のエリモアマノリと、類似種のウップルイノリとの分類学的検討を行い、エリモアマノリが <i>Pyropia</i> 属に移る可能性が高いことを確認した。	18年度～継続中	
海博専門研究：房総半島における海浜植生の研究	博物館周辺を中心に、勝浦市周辺の植生調査および植物採集を行い、錯葉標本を作製した。定期的な鶴原理想郷モニタリングを実施し、周辺の植物について展示で紹介した。日本各地のタマアジサイと房総半島産を比較し、その系統と分類についての考察を行った。	18年度～継続中	
海博専門研究：フジツボ類の繁殖生態	各種の蔓脚類のサンプリングを行った。また、県内各地での分布等を調査し、解析を行った。	18年度～継続中	

(5) 千葉地域公害防止計画

ア 計画の目標

区分		項目	目標
水質汚濁	(1) 健康項目	ア 水質(底質を含む)	<p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号)第1の1に定める基準値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質(水底の底質を除く。) 1年平均値が 1pg-TEQ/L 以下であること。</li> <li>・水底の底質 150pg-TEQ/g 以下であること。</li> </ul>
		イ 地下水	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)第1に定める基準値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム 0.003mg/L 以下</li> <li>・全シアン 検出されないこと。</li> <li>・鉛 0.01mg/L 以下</li> <li>・六価クロム 0.05mg/L 以下</li> <li>・砒素 0.01mg/L 以下</li> <li>・総水銀 0.0005mg/L 以下</li> <li>・アルキル水銀 検出されないこと。</li> <li>・PCB 検出されないこと。</li> <li>・ジクロロメタン 0.02mg/L 以下</li> <li>・四塩化炭素 0.002mg/L 以下</li> <li>・塩化ビニルモノマー 0.002mg/L 以下</li> <li>・1,2-ジクロロエタン 0.004mg/L 以下</li> <li>・1,1-ジクロロエチレン 0.1mg/L 以下</li> <li>・1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下</li> <li>・1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下</li> <li>・1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg/L 以下</li> <li>・トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下</li> <li>・テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下</li> <li>・1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L 以下</li> <li>・チウラム 0.006mg/L 以下</li> <li>・シマジン 0.003mg/L 以下</li> <li>・チオベンカルブ 0.02mg/L 以下</li> <li>・ベンゼン 0.01mg/L 以下</li> <li>・セレン 0.01mg/L 以下</li> <li>・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L 以下</li> <li>・ふっ素 0.8mg/L 以下</li> <li>・ほう素 1mg/L 以下</li> <li>・1,4-ジオキサン 0.05mg/L 以下</li> </ul>
	(2) 生活環境項目	ア 河川	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める基準値</p> <p>ア 河川 生物化学的酸素要求量</p> <p>A類型 2mg/L 以下    B類型 3mg/L 以下    C類型 5mg/L 以下</p> <p>D類型 8mg/L 以下    E類型 10mg/L 以下</p>
イ 湖沼	<p>イ 湖沼 化学的酸素要求量</p> <p>A類型 3mg/L 以下    B類型 5mg/L 以下</p> <p>全窒素    全磷</p> <p>Ⅲ類型 0.4mg/L 以下    0.03mg/L 以下</p> <p>V類型 1mg/L 以下    0.1mg/L 以下</p>		
ウ 海域	<p>ウ 海域 化学的酸素要求量</p> <p>A類型 2mg/L 以下    B類型 3mg/L 以下</p> <p>C類型 8mg/L 以下</p> <p>全窒素    全磷</p> <p>Ⅱ類型 0.3mg/L 以下    0.03mg/L 以下</p> <p>Ⅲ類型 0.6mg/L 以下    0.05mg/L 以下</p> <p>Ⅳ類型 1mg/L 以下    0.09mg/L 以下</p>		

イ 千葉地域公害防止対策事業計画に係る地方公共団体等の講ずる施策に要する経費

(23～27年度, 単位: 百万円)

事業名		計画期間内計画事業費		
公害防止対策事業等	特例負担適用事業	特定公共下水道	—	
		下水道 (終末処理場等)	都市下水路 (公害防除)	—
			終末処理場 (公共下水道)	39,721
			終末処理場 (流域下水道)	65,539
			小計	105,260
	しゅんせつ・ 導水等	河川しゅんせつ	2,336	
		港湾しゅんせつ	—	
		漁港しゅんせつ	—	
		漁場しゅんせつ	—	
		導水	—	
		その他	—	
		小計	2,336	
	公害対策 土地改良	公害防除特別土地改良	—	
		農業用水水質障害対策	—	
		小計	—	
ダイオキシン類による土壌汚染対策		—		
計		107,596		
特例負担非適用事業	下水道 公共下水道等 (管渠)	130,667		
	計	130,667		
合計		238,263		

(6) 環境保全協定

ア. 環境保全協定締結工場 (25年3月末現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日	
千葉市	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	22.2.17	
	東京電力(株)東火力事業所千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	22.2.17	
	JFE鋼板(株)東日本製造所(千葉地区)	千葉市中央区塩田町385-1	22.2.17	
	新東日本製糖(株)本社工場	千葉市美浜区新港36	22.2.17	
	サミット美浜パワー(株)千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	22.2.17	
	(株)J-オイルミルズ千葉工場	千葉市美浜区新港230	22.2.17	
	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	22.2.17	
市原市	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通3	22.2.17	
	キャボットジャパン(株)千葉工場	市原市八幡海岸通3	22.2.17	
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	市原市八幡海岸通9	22.2.17	
	DIC(株)千葉工場	市原市八幡海岸通12	22.2.17	
	旭硝子(株)千葉工場	市原市五井海岸10	22.2.17	
	JNC石油化学(株)市原製造所	市原市五井海岸5-1	22.2.17	
	丸善石油化学(株)千葉工場	市原市五井海岸3	22.2.17	
	コスモ石油(株)千葉製油所	市原市五井海岸2	22.2.17	
	東京電力(株)東火力事業所五井火力発電所	市原市五井海岸1	22.2.17	
	電気化学工業(株)千葉工場	市原市五井南海岸6	22.2.17	
	日本曹達(株)千葉工場	市原市五井南海岸12-8	22.2.17	
	KHネオケム(株)千葉工場	市原市五井南海岸11	22.2.17	
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	市原市五井南海岸8-1	22.2.17	
	極東石油工業(同)千葉製油所	市原市千種海岸1	22.2.17	
	東レ(株)千葉工場	市原市千種海岸2-1	22.2.17	
	JSR(株)千葉工場	市原市千種海岸5	22.2.17	
	三井化学(株)市原工場	市原市千種海岸3	22.2.17	
	出光興産(株)千葉製油所	市原市姉崎海岸2-1	22.2.17	
	出光興産(株)千葉工場	市原市姉崎海岸1-1	22.2.17	
	東京電力(株)東火力事業所姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸3	22.2.17	
	住友化学(株)千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	22.2.17	
	日本板硝子(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸6	22.2.17	
	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通6	22.2.17	
	日立化成工業(株)五井事業所	市原市五井南海岸14	22.2.17	
	三井造船(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通1	22.2.17	
	三菱製鋼(株)千葉製作所	市原市八幡海岸通1-6	22.2.17	
	三井製糖(株)千葉工場	市原市八幡海岸通2-16	22.2.17	
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸11-6	22.2.17	
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通1-8	22.2.17	
	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	市原市五井南海岸8-9	22.2.17	
	袖ヶ浦市	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	22.2.17
		富士石油(株)袖ヶ浦製油所	袖ヶ浦市北袖1	22.2.17
吉野石膏(株)千葉第一工場		袖ヶ浦市北袖18	22.2.17	
広栄化学工業(株)工場		袖ヶ浦市北袖25	22.2.17	
日産化学工業(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市北袖11-1	22.2.17	
日本燐酸(株)		袖ヶ浦市北袖14	22.2.17	
東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所		袖ヶ浦市中袖2-1	22.2.17	
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17	
チヨダウーテ(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖12-1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第二工場		袖ヶ浦市南袖52	22.2.17	
(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所		袖ヶ浦市中袖20-1	22.2.17	
東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市中袖1-1	22.2.17	
(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第三工場		袖ヶ浦市南袖46-48	22.2.17	
エコシステム千葉(株)		袖ヶ浦市長浦拓1号1-51	22.2.17	
日本テクノ(株)袖ヶ浦グリーンパワー		袖ヶ浦市南袖50-1	24.6.29	
木更津市		(株)かざさクリーンシステム	木更津市新港17-2	22.2.17
君津市	君津共同火力(株)君津共同発電所	君津市君津1	22.2.17	
木更津市 君津市 富津市	新日鐵住金(株)君津製鐵所	君津市君津1	22.2.17	
富津市	東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富25	22.2.17	
	新日鐵住金(株)技術開発本部	富津市新富1	22.2.17	
計			49社58工場	

イ. かずさ環境協定締結事業所（25年3月末現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(公財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6.6.21
	田辺三菱製薬(株)かずさ事業所	9.11.25
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10.12.28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12.11.10
	クリエイション・コアかずさ入居者※	
	(株)エジソンパワー	24.1.20
	かずさバイオインキュベータ入居者※	
	学校法人城西大学（城西国際大学）	16.6.4
	帝國製薬(株)かずさ創剤研究センター	17.8.26
	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14.2.13
	ソーラーシリコンテクノロジー(株)かずさソーラーファクトリー	20.8.19
	三愛プラント工業(株)クリーンテック事業本部 かずさクリーンテック事業所	21.7.31
	(株)本田技術研究所 基礎技術研究センター 第1研究室 かずさ分室	22.1.29
(株)東京機械製作所かずさテクノセンター	23.4.1	
君津市	佐藤製薬(株)かずさアカデミア工場	14.3.29
	河村産業(株)かずさ工場	15.5.2
	児玉工業(株)本社工場	17.7.22
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18.11.1
	日伸精機(株)かずさ工場	20.3.28
	アウレオ(株)かずさ工場	20.6.23
	黒田精工(株)かずさ工場	20.7.14
	マナック(株)かずさ研究室	20.12.16

※(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。



## (7) 環境関係各種機関設置状況

### ア 審議機関等

種類	名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審 議 機 関 等	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 18名 (20名以内)
	景観等影響評価専門委員会 (自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 8名 (10名)
	環境調査評価専門委員会 (自然保護課)	9.10. 1	千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱	自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る環境等調査に関し意見を述べるほか、環境調査評価に関する技術的な事項を調査審議する。	学識経験者 4名 (5名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 18名 関係地方行政機関(国) 5名 事業者の代表者 3名 住民の代表者 3名
	千葉県環境審議会 (環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全法	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会 (廃棄物指導課)	10. 6. 17	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会運営要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理計画に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	三番瀬専門家会議 (環境政策課)	23. 4. 22	三番瀬専門家会議設置要綱	三番瀬再生計画(新事業計画)に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。	学識経験者 6名(10名以内)
	千葉県地質環境対策専門委員会 (水質保全課)	20. 4. 1	千葉県地質環境対策専門委員会設置要綱	地盤沈下及び地質汚染について、効果的な対策の実施に資するため、専門的な見地から意見を述べる。	学識経験者 7名 (8名以内)
法に基づく 審査機関	千葉県公害審査会 (環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例 (公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 15名以内

(注) 定数と現員数に相違ある場合は( )中に定数を示した。

### イ 協議・協力機関

#### (ア) 各県との協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37.10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係11都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38.12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33.10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係12都県市 国土交通省 水資源機構
関東地方知事会関東地方環境対策推進本部	46. 1. 1	関東地方環境対策推進本部設置要綱	関東地方の公害に広域的に対処するため、関東地方知事会に「関東地方環境対策推進本部」を設け、公害の発生原因を究明し、防除対策等の施策を強力に推進する。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係10都県13市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連带的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の1都2県6区16市1町

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55.11.12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
関東甲信越静環境美化推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境美化推進連絡協議会規約	関東甲信越静 11 都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化の推進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
九都県市環境問題対策委員会	元.11.16	九都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため九都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	九都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	44 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04.12.10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等 7 省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

### (イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 3 市町村 関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質及び生活環境の保全を図る。	関係 13 市町村、県、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 6 市町村、県、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係 14 市町村
千葉県環境行政連絡協議会	47. 8. 2	千葉県環境行政連絡協議会会則	環境行政における県、市町村及び市町村相互の有機的な協調の保持を図るための連絡調整並びに環境担当職員の知識・技術の向上を図る。	県、市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係 4 市町村 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係 7 市 関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 4 市町村 関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06.10.21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	関係 3 市町村 関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県 関係 2 市町村
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 7 市町村 関係団体等

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構 成
美しい木戸川を守る会	04. 5. 27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	関係5市町村 県 関係団体
千葉県自動車交通公害対策推進協議会	05. 3. 26	千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱	千葉県における自動車交通公害防止対策の推進等について広く意見を聴取する。	県 学識経験者 国の関係機関 市町村代表 関係団体
千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会	06. 3. 25	千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領	行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、再整備の円滑な推進を図る。	委員 10名 (県、学識経験者、自然保護団体、市川市)
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等 6名 関係市町村 9名
千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）検討会	14. 8. 15	千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員 16名（県、学識経験者、関係市町、関係団体）
千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）策定検討会	16. 5. 28	千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員 19名 (県、学識経験者、関係市、関係団体)
石綿（アスベスト）対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1. 18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8. 25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14. 11. 21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9. 11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び研究センター長等 16名 市町 16名
千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14. 12. 24	千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員（関係課長、関係出先機関の長、関係市）7名 オブザーバー（国の関係機関）2名
千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画策定検討会	18. 7. 10	千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画策定検討会設置要領	外来生物法第18条に規定する防除実施計画の策定や実行方法等について検討する。	委員 11名 (学識経験者、自然保護団体、動物福祉関係団体、関係市、県)
千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会	18. 12. 25	千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているアライグマの防除等有効な対策を検討する。	委員 12名 (学識経験者、獣医師団体等関係団体、関係市町、県)
千葉県キョン防除等検討会	19. 12. 3	千葉県キョン防除等検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているキョンの防除等有効な対策を検討する。	委員 11名 (学識経験者、関係団体、関係市、県)
千葉県廃棄物対策推進会議	21. 3. 25	千葉県廃棄物対策推進会議設置要綱	千葉県廃棄物処理計画の円滑な推進や改善に向けた検討を行う。	委員 10名以内 (学識経験者、県民、関係団体、事業者、行政)

(ウ) 県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員（関係部長等） 13 名 幹事（関係課長等） 19 名
地下水汚染対策連絡会	59.11.22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11 名
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等 34 名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3. 16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長：知事 委員：副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整等を行う。	委員（関係課長） 20 名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7. 20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員（関係課長） 17 名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長 23 名
ダイオキシン類等問題連絡会議	09. 6. 9	ダイオキシン類等問題連絡会議設置要綱	ダイオキシン類等及び環境ホルモンに係る情報交換と施策の検討を行う。	関係課長 25 名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1. 12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長：環境生活部次長 関係課副課長等 10 名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6. 15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長：環境生活部次長 関係課長 16 名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7. 14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長 6 名 幹事 関係課長 26 名
千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議	16. 2. 18	千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定及び策定に係る重要事項の審議並びに各部局間の総合的な調整、計画に掲げられた事業の推進を図る。	会長：副知事 委員：関係部長等 6 名 幹事：関係課長等 19 名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員（関係課長、関係出先機関の長） 32 名
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9. 22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12 名
千葉県省エネルギー等対策推進本部	23. 4. 20	千葉県省エネルギー等対策推進本部設置要綱	東日本大震災に伴う県内の電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を図る。	本部長：知事 副本部長：副知事 本部長員：各部局長

## (8) 市町村における環境保全活動

### ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。 S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。 H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	ふるさと木更津市に限りない愛情と誇りを持ち、力強く明るいまちづくりをすすめるため、市民憲章を定めます。 S62年11月4日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 H12年7月5日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしたち君津市民はたがいに手を取りあい、安らぎのある住みよいまちをつくる。 S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしたち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。 S49年10月1日
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 市	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。 H22年9月1日

### イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

#### 【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6. 12. 21
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9. 3. 31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15. 12. 24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8. 12. 24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境基本条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11. 9. 28
柏 市	柏市環境基本条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13. 7. 2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10. 11. 24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20. 3. 24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15. 10. 1

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本条例	H14. 3. 29
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

#### 【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27

市町村名	名 称	制定日
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
大 網 白 里 市	大網白里市環境保全条例	H16. 6. 15
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 31
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2

### 【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7(当初) H20. 9. 25
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H 元. 3. 28 H23. 3. 22 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H22. 3. 20 改定
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28(当初) H17. 12. 26
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26 H24. 4. 1 改定
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 6. 27
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12 H25. 3. 28 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑛 市	匝瑛市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 18

市町村名	名 称	制定日
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 3. 16
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10. 9. 21
大 網 白 里 市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 6. 12
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H18. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 9
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 1. 1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H9. 12. 24
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H9. 12
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19

### 【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改定
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木 更 津 市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H8. 3. 29
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野 田 市	野田市環境美化条例	H9. 3. 31
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東 金 市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13. 3. 31
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼犬及び飼猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏 市	柏市ポイ捨て等防止条例	H9. 3. 28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15. 4. 1
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流 山 市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30 H24. 6. 29 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑛 市	匝瑛市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定）	H22. 3. 23



市町村名	名 称	制定日
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

### 【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例（条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています）	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水源水質保全条例	H14. 10. 9

### 【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21

### 【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31、H24. 12. 28改正
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 26
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30
松 戸 市	川をきれいにする条例	H5. 4. 1
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14

市町村名	名 称	制定日
佐 倉 市	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
	佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例	H18. 6. 30
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
	流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	H24. 3. 30
八 千 代 市	八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	S55. 3. 31
	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30、H21. 3改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28、H16. 3. 31改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4、H18. 3. 22改正
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
	南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 20
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2. 3. 19
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 生 村	長生村空き地等の環境保全に関する条例	H13. 9. 28
長 南 町	長南町を住みよくする条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 (H23.3 新計画策定)
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3
市川市	第二次市川市環境基本計画	H24.3
船橋市	船橋市環境基本計画	H9.3 (H23.3 改定)
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H19.3.23 (H24.2改定)
館山市	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.5 (H24.3 改定)
木更津市	木更津市環境基本計画	H15.3.31
松戸市	松戸市環境計画	H10.3.31
野田市	野田市環境基本計画	H11.3 (H23.3 新計画策定)
成田市	成田市環境基本計画	H12.3.26 (H20.3 新計画策定)
佐倉市	佐倉市環境基本計画	H10.3
東金市	東金市環境基本計画	H13.3.30
旭市	旭市環境基本計画	H19.3
習志野市	習志野市環境基本計画	H19.3
	習志野市新エネルギービジョン	H19.2
柏市	柏市環境基本計画	H9.3.31 (H21年3月改訂)
勝浦市	勝浦市地域環境総合計画	H15.3.31
市原市	市原市環境基本計画	H18.3.31
流山市	流山市環境基本計画	H17.7
八千代市	八千代市第2次環境保全計画	H23.3
我孫子市	我孫子市環境基本計画	H13.3
鴨川市	鴨川市環境基本計画	H19.3
	一般廃棄物処理基本計画	H18.3
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市第二次環境基本計画	H25.3
君津市	君津市環境基本計画	H17.3 (H22.3 改訂)
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
富津市	富津市環境基本計画	H19.5.1
浦安市	浦安市環境基本計画	H17.1
四街道市	四街道市環境基本計画	H10.3
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31
印西市	印西市環境基本計画	H15.3.31 (H25.3 新計画策定)
白井市	白井市第2次環境基本計画	H24.4
富里市	富里市環境基本計画	H14.4.1 (H24.4 新計画策定)
南房総市	南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H20.3 (H24.3 新計画策定)
	南房総市環境基本計画	H22.3
匝瑳市	匝瑳市環境基本計画	H23.3.8
香取市	香取市環境基本計画	H21.3
大網白里市	大網白里市環境基本計画	H18.10.1
御宿町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.3.27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン	H9.12 (H24.3 新計画策定)
市川市	市川市みどりの基本計画	H16.3月

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9.10 H19.10 改定
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10.12 (H21.3 改定)
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9.7 (H22.3 新計画策定)
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19.3
柏 市	柏市緑の基本計画	H8.3 H21.6 改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21.3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18.3.31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15.3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11.7
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15.2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15.3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17.4.1
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18.1
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7.3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H12.3
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9.8
大 網 白 里 市	大網白里市緑の基本計画	H15.3.18 H21.3 改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12.3

## ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市地球温暖化対策実行計画 ／千葉市再生可能エネルギー等導入 計画	千葉市では、市民・事業者・市のすべての主体が環境に対する規範意識をもち、各々の役割に応じた温室効果ガスの排出抑制と吸収源の保全に向けた対策を推進するために「地球温暖化防止実行計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」、及び「新エネルギービジョン」を統合した新たな実行計画をH24年3月に策定した。 また、下部計画として、市域における再生可能エネルギー等の導入目標等を定めた計画を25年3月に策定した。
	千葉市地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化対策を促進するため、環境家計簿の結果を市に報告し、省エネに取り組んでいただく「ちば・エコファミリー（環境シェフ）」の募集を行った。 また、より幅広い市民の方々に地球温暖化対策に取り組んでいただくため、身近な温暖化対策に取り組むことを宣言していただく「ちばし環境宣言」の募集を行った。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識を高めていただくため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に地球温暖化防止アドバイザーを派遣した。
	住宅用太陽光発電設備設置費助成 事業	市内の自らが居住する住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kWあたり3万円とし、上限額9万円（市内業者による施工の場合1kWあたり4万円とし、上限12万円）。
	住宅用太陽熱利用給湯システム設置 費助成事業	市内の自らが居住する住宅に太陽熱エネルギーを利用した住宅用太陽熱利用給湯システムを設置する方に、その費用の一部を助成する。システム1件につき、自然循環式は4万円（市内業者による施工の場合5万円）、強制循環式は8万円（市内業者による施工の場合10万円）。
	メガソーラーの導入	千葉市中央区蘇我町にある蘇我廃棄物埋立処分場の土地を活用し、民間事業者によるメガソーラーを導入することとし、H25年1月、事業者を決定した。
銚 子 市	銚子市地球温暖化対策実行計画	H20年3月制定。本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、H20年度から24年度までの5年間で基準年度（H18年度）比5%以上の削減を目指し、H24年度は基準年比12.23%減少し、計画目標を達成した。 一般廃棄物処理における環境自主行動計画（H22年8月制定）、水道事業における環境自主計画（H23年3月制定）、下水道事業における環境自主計画（H23年3月制定）
	住宅用太陽光発電システム設置費補 助金	H23年10月から実施。太陽電池モジュールの最大受給電力に1kWあたりの補助単価4万円を乗じた額で、最高16万円を補助。ただし、市内事業者が施行した場合は、1kWあたりの補助単価5万円、最高20万円を補助。H25年度まで。
市 川 市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。H24年度末現在67事業所と協定。
	市川市エコライフ推進員制度	市から委嘱された30人のエコライフ推進員が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	第二次市川市地球温暖化対策実行 計画	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。（H25年3月策定）
	住宅用太陽光発電システム設置助成 事業	H12年度から実施。住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、設置費の一部を助成している。補助金額は出力値1kWあたり20,000円（上限100,000円）。

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	公共施設への再生可能エネルギーの導入	公共施設に太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーシステムを導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	地球温暖化対策推進プラン (市川市地球温暖化対策地域推進計画)	市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するためにH20年度に策定し、6つの重点施策に取り組んでいる。 (H28年度を目標年度として部門ごとに目標を設定)市民・事業者・市・関係団体で組織する市川市地球温暖化対策推進協議会を設立するなど、地域の様々な主体と協働で温暖化対策に取り組んでいる。
船 橋 市	船橋市地球温暖化対策実行計画 (ふなばしエコオフィスプラン)	庁内組織における環境への負荷の低減、環境保全意識の向上を図るため、温対法に基づく実行計画としてH23年3月に改正し、環境負荷低減の継続的な誘導を図っている。
	船橋市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、H24年3月に策定。温室効果ガスをH2年度比でH62年度までに50%減を目標に、8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。
	住宅用太陽光発電システム、住宅用高効率給湯器補助事業	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システム又は高効率給湯器を設置する費用の一部を補助(太陽光発電2万円/km、上限8万円、エコウィル4万円、エコキュート3万円、エコジョーズ1.5万円、エネファーム8万円)。
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を出前講座等で配布している。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗4,100株を配布。市民等による取組を表彰する緑のカーテンコンクールを実施している。
館 山 市	公共施設への省エネ・新エネ設備の導入	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。
	第二次館山市地球温暖化対策実行計画	H20年8月1日制定 第一次計画に引続き計画を策定。計画期間はH20年度から24年度までの5年間。 削減目標は基準年(H12年度)と比べてマイナス20%。
木 更 津 市	館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kwあたり20,000円(上限80,000円)の補助。
	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定。本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
松 戸 市	松戸市地域新エネルギービジョン	H15年3月策定。行政だけでなく、市民、事業者が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本指針。
	松戸市地域省エネルギービジョン	市民、事業者、行政それぞれが自主的に自立して省エネルギーに取り組むまちをめざす。H18年2月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	H16年4月1日策定。「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。23年度から「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」として運用
	松戸市減CO2大作戦 (=松戸市地球温暖化対策地域推進計画)	H21年3月策定。かけがえのない地球を健全な姿で未来にひきつぐため、市民・事業者・行政が一体となって市全体で温室効果ガスを削減するための目標を掲げ、様々な事業(Matsumoto戦略)を展開しながら、削減を目指す。
	松戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの普及促進を図るため、H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1Kwあたり1万円(上限3万円)の補助
	松戸市環境マネジメントシステム認証取得費補助金	環境マネジメントシステム(ISO14001・エコアクション21・KES・エコステージ等)の認証を取得する市内中小企業者に対し、補助金を交付。平成21年度より実施。一補助対象事業者あたり50,000円の補助
野 田 市	松戸市電気自動車導入補助金	H23年2月1日施行。H25年4月1日補助金額改正。電気自動車を導入(購入・リース)する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり30,000円の補助。但し、個人の場合は世帯に一台、事業者の場合は事業場に一台とする。
	野田市地球環境温暖化対策実行計画	H19年4月策定(H24年8月新計画策定)。地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	H19年4月1日策定。市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。
	住宅用太陽光発電設備設置奨励事業	H23年9月26日制定。市内に居住している住宅に太陽光発電設備を設置する個人に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kwあたり2万円とし、上限額7万円(3.5kw)
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	H14年3月策定(H20年3月第2次計画策定、H25年3月第3次計画(成田市役所エコオフィスアクション)策定)市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。
	環境家計簿NARITA	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H21年度から実施。出力1kwあたり3万円(上限12万円)。H27年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸し出し。10台まで。
佐 倉 市	環境家計簿	CO2排出係数を修正し、H24年3月に再販
	佐倉市地球温暖化対策地域推進計画策定	H20年3月、計画策定。庁内組織として佐倉市地球温暖化防止対策検討会議を設置。市民からなる佐倉市地球温暖化対策地域推進計画検討懇話会を4回開催。
	住宅用太陽光発電設備設置費補助事業	H24年度新設。出力1kwあたり2万円、最大7万円限度。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	H12年11月に策定。東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。
	東金市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kwあたり25,000円(上限10,000円)の補助

市町村名	名 称	内 容
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	省エネ型社会の実現及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、H22年度から実施。出力1kw当たり2.5万円(上限10万円)の補助。平成27年度まで。
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	H21年10月策定。地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	H21年6月策定。国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。
	住宅用太陽光発電システム、住宅用ガス高効率給湯器設置費補助事業	住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、設置費の一部を補助。出力1kwあたり2万5千円(上限10万円) 住宅用ガス高効率給湯器を設置した市民に対し、設置費の一部を補助。1台につき上限5万円
柏 市	柏市地球温暖化対策計画	H20年3月策定。柏市地球温暖化対策条例第7条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の地域推進計画として、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するために策定した。
	柏市エコアクションプラン	H20年4月策定。柏市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、温室効果ガス排出量削減を目標とした新柏市エコアクションプランを新たに策定した。
	柏市新エネルギービジョン	H20年2月策定。新エネルギーの一層の導入促進を図ることで、市の温暖化対策を効果的・効率的に推進するため、柏市新エネルギービジョンを策定した。
勝 浦 市	勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	H22年3月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減目標を示し、排出抑制等を明らかにする。
市 原 市	市原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H24年3月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。
	市原市バイオマスタウン構想	H21年2月公表。市のバイオマス活用目標、今後展開するバイオマス施策の基本的な取組方針を定める。
	市原エコ・オフィスプラン[2013～2020]	H25年3月改訂。自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。
	市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	H18年度から実施。住宅用太陽光発電システム1件あたり2万5千円。(ただし、市内施工業者を利用した場合の特例、1件あたり3万5千円)
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。H24年度実績：市内公共施設82ヶ所に設置支援。また、緑のカーテンを普及するため、市民、事業者の作った緑のカーテンに関するコンテストを実施した。
流 山 市	流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H22年3月策定。市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。 削減目標：2020年度までに、2007年度と比較して20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	H22年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。 削減目標：2014年度までに2008年度と比較して10%削減する。
	緑のカーテン事業	モデル事業：自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、ゴーヤの苗82自治体8,504株、学校・保育所・大学2,110株を無料配布。 写真及びレシビコンテスト：市民、事業者が設置した緑のカーテン及びレシビコンテストを実施。
	太陽光発電設備設置奨励事業	地球温暖化対策として、太陽光発電設備を設置する市民に対し、奨励金を交付。 1kwあたり3万円(上限12万)を交付。交付件数84件 8,957,000円。
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	現在、H23年度から27年度までを計画期間とする第三期計画を展開している。
	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	H22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費量削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
	八千代市住宅用太陽光発電設備設置費補助金	H23年11月1日施行。住宅用太陽光発電システムを設置する方に、費用の一部を補助する。太陽電池の最大出力1kw当たり2万円。上限7万円。
	グリーンカーテン事業	H23年度から開始。平成24年度は、70世帯に苗を配布。11月にグリーンカーテン写真展を実施。
我 孫 子 市	あびこエコ・プロジェクト3(第三次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画)	H12年策定の第一次率先行動計画での取り組み結果を受け、H23年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H14年度から実施。補助額：太陽電池モジュール1kw当たり25,000円、4kwを上限とする。
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	住宅用太陽光発電システム設置事業	H21年11月制定。住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し補助金を交付する。太陽電池の最大出力1kw当たり2万円、上限8万円。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策)	地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としてH22年3月策定。
	鎌ヶ谷市住宅用太陽光発電システム設置促進事業	H22年度から実施。太陽光発電システム設置費用の一部を補助。システム最大出力1kwあたり1万円(上限3万円)
	鎌ヶ谷市住宅用燃料電池システム設置促進事業	H23年度から実施。燃料電池システム設置費用の一部を補助。システム1台あたり10万円。

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	第3次君津市地球温暖化対策実行計画	H24年3月策定。地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。計画期間：24～28年度、削減目標：22年度比5%削減
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kwあたり20,000円（6万円を限度とする）
富 津 市	富津市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。1kwあたり2万円、上限7万円
浦 安 市	浦安エコホーム事業 第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画	住宅用太陽光発電システム（出力1kwあたり2.5万円。上限額10万円、H15年度から実施）に加え、雨水貯留タンク（上限額1万円、H21年度から）を補助対象としている。
浦 安 市	第2次浦安市地球温暖化対策実行計画	H18年3月に策定。「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。計画期間：H18～22年度
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
袖 ヶ 浦 市	第三次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	H25年2月策定。本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。対象となる事務事業：本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。計画対象期間：H24～H28年度。
八 街 市	八街市役所地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度（H20年度）に比べてH27年度までに6%削減することを目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または、太陽光発電システムが設置された住宅を購入し自ら居住する方に1kw当たり2万円（上限7万円）を交付。
印 西 市	印西市庁内エコプラン	H15年3月策定。CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標を定め、庁内の省エネ、省資源に努める。
	印西市グリーン購入推進指針	H15年3月策定。製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	太陽光発電システム等設置補助金	H17年度から実施。太陽光発電システム：1kW当り40,000円、上限160,000円の補助 太陽熱利用温水機：機器1台につき30,000円の補助
白 井 市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	緑のカーテン設置事業	市施設において緑のカーテンを利用し、省資源・省エネルギーに寄与する。
	白井市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システムを設置した人及びマンションの管理組合に設置費の一部を補助する。 市内事業者施工：1kwあたり3万円、上限12万円、市外事業者施工：1kW当たり2万5千円、上限10万円、 マンションの管理組合による施工：1kwあたり5万円、上限50万円
	白井市住宅用高効率給湯器設置費補助金	戸建て住宅に高効率給湯器を設置した人に設置費の一部を助成する。 ガスエンジン給湯器：5万円、ヒートポンプ型給湯器：4万円、潜熱回収型給湯器：1万5千円、燃料電池：10万円
富 里 市	富里市地球温暖化防止実行計画	H19年4月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
	富里市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年11月1日から実施。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に、その設置費用の一部を補助する。出力1kwあたり25,000円（上限100,000円）市内施工業者を利用した場合1kwあたり30,000円（上限120,000万円）
南 房 総 市	南房総市地球温暖化対策実行計画	H22年3月策定。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校全児童等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。
	エコライフ体験学習（緑のカーテン）	H22年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
	住宅用太陽光発電設備設置促進事業	H23年度から実施。地球温暖化の防止と地球における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用の太陽光発電の設備を設置する方に対し、補助金を交付する。太陽光発電設備の出力1kwあたり20,000円（上限70,000円）
匝 瑳 市	匝瑳市地球温暖化防止実行計画	H21年2月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度（H19年度）に比べてH24年度までに6%以上の削減を目指す。
	緑のカーテン事業	H23年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種及びゴーヤの苗を市内の家庭・事業所及び小学校に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H24年度から実施。住宅用太陽光システムを設置する方に対し、出力値1kwあたり補助金2万円（上限7万円）、奨学金1万円（上限3万5千円）を助成。
香 取 市	香取市地球温暖化対策実行計画（改訂版）の策定	H25年3月策定。香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。実施期間：H25～29年。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度（22年度）比7.0%削減する。
	香取市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。住宅用太陽光システムを設置する者に対し、出力値1kwあたり補助金2万円。（上限8万円）
山 武 市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21年12月16日制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H22年3月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度（H20年度）。計画年度（H22～26年度）。
酒 々 井 町	住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	H23年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、1kwあたり4万円（上限14万円）を補助する。
	栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。住宅用の太陽光発電を設置する者に対し補助金を交付する。 1kwあたり2万円（限度額7万円）

市町村名	名 称	内 容
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	平成21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
大 網 白 里 市	地球温暖化対策実行計画	H22年3月制定。本市の施設等（市長部局の事務事業、出先機関等を含めた施設及び公用車）を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間：H22～26年度
九 十 九 里 町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	H23年10月17日制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kwあたり20,000円(上限70,000円)
横 芝 光 町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回不法投棄監視員と協力し、町内全域のパトロール及び広報活動による不法投棄防止と早期発見を行っている。 町雇用の環境美化推進員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。
一 宮 町	一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H24年4月1日 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kw当たり3万円を乗じて得た額とし、10万5千円を限度とする。
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	H21年4月制定。長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス（二酸化炭素）排出抑制等の取組みを実施することにより、村民・事業者の規範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的としている。
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 南 町	長南町地球温暖化対策実施計画	H22年3月制定。長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。
御 宿 町	御宿町地球温暖化対策実行計画	H21年4月1日施行。御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の取組や総排出量の目標を定め、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。

## エ 保存樹木・保存緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度から市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。保存樹木 591本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約239.2ha 奨励金 10円/㎡
	市民の森	S48年度から市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 11か所・約29.0ha 奨励金 20円/㎡（市街化区域）、10円/㎡（市街化調整区域）
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約（無償）を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税は2割評価減となる。17か所 約20.2ha
市 川 市	緑化対策事業	「市川市都市美観の保持等に関する条例（S56年7月2日）」及び「市川市緑化対策事業補助金交付規則（昭和59年4月1日）」の規定に基づき、本市が行う緑化対策事業の協力者に対する補助。 ＜平成24年度実績＞ 交付対象面積 40.1ha 補助額 11,799千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限3万円）並びに立ち枯れ等の撤去（費用の1/2、上限20万円）に対する協定者への補助。＜H24年度実績＞ 交付対象樹木数 189本
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林30円/㎡、樹木5,000円/本、生垣100円/m ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48年9月29日制定 H24年度 支給総額 20,616千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30円/㎡・年 ・保護樹木 2,000円/本・年 H24年度実績 総支給額 13,590,436円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林、借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/㎡を支給する。 指定数：8箇所 対象面積：42,956㎡ 支給額：1,187,621円（H24年度実績） 「名木・古木」は、幹周、樹高に応じ2,000円～5,000円/年・本を支給する。 指定数：21本 支給額：65,916円（H24年度実績）
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（S50年7月1日制定） 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年（最低3,000円～最高30,000円） H24年度支給総額 480,020円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 都市環境保全地区：38,102㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 保存樹木：14本（年間：3,000円/本）
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区（700㎡以上の山林）、保護樹木（高さ12m以上、幹周り1m以上）



市町村名	名 称	内 容
市 原 市	樹林保全地区等指定奨励金	制定：昭和48年5月。市原市緑の保全及び推進に関する条例に基づく指定（H25年3月31日現在） 樹林保全地区：627,156㎡（6円/㎡）、野生動植物保護地区2,066㎡（6円/㎡） 保護樹林：市街化区域内 136本（5,000円/本）その他の区域：252本（3,000円/本） 奨励金総額：5,228,242円
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡（対象面積500㎡以上） H24年度末状況 保存樹木：133本（9本解除※年度途中解除）、保存樹木：59,766㎡
八 千 代 市	環境保全林 保全樹木	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。9ヶ所29,672㎡指定（H25年3月31日） ・保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。41ヶ所85本指定（H25年3月31日） ・緑化推進事業助成金（保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本） 支給総額1,145,160円（H24年度実績）
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積249,117.64㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数201本（H24年度未現在）
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計30,612㎡ 保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 11,043㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本（H24年度未現在）
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金	鎌ヶ谷市みどりの条例（H5年12月22日） 事業内容：美観風致の維持を目的とし、指定した保全林・保存樹木は、枯損の防止等の維持管理費として助成する。 保全林助成金：面積×30円（年額） 指定箇所：14箇所（45,274㎡） 総支給額：1,358,220円 保存樹木助成金：1本あたり1,500円（年額） 指定箇所：13本 総支給額：19,500円
	ふれあいの森報償費	鎌ヶ谷市みどりの条例（H5年12月22日） 事業内容：市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的とする。 奨励金：面積×30円+都市計画税+固定資産税（年額） 指定箇所：9箇所（41,510㎡） 総支給額：2,822,569円
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率：1,000㎡につき3,000円、対象地区総面積：26,219㎡、支給総額：78,640円 ・自然保存樹木 補助率：1本につき1,000円（年額）、対象本数：21本、支給総額：21,000円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/m（40,000円を限度）また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/m（40,000円を限度）
浦 安 市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 S55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保存と管理に要する経費を助成金として交付する。 規則改定 H25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年（特例時1万円/本・年） 現在30団体（神社寺管理団体・個人）H24年度末 614本、30団体、総額6,140,000円
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額：樹木3,000円/本・年 樹林（1,000㎡以上）3円/㎡・年、樹林（1,000㎡未満）一律3,000円 選定箇所：樹木46本、樹林6箇所8,637㎡、助成金支給総額：164,850円（H24年度）
	生垣設置補助事業	・生垣設置への助成1,500円/m。フェンスを利用した植栽への助成3,000円/m（限度額：100,000円） ・ブロック塀等の撤去への助成5,000円/m、板塀等の撤去への助成2,000円（限度額：100,000円）
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m H24年度実績 補助件数5件 補助金総額228千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付。特別保全緑地 総面積 35,639㎡ 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2件 10,000円/件（年額）

## オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 852か所 敷地面積 約1,563ha 緑化計画面積 約267ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績176地区 約615.5ha
	谷津田保全活動協定の締結	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15年7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域25地区 保全協定締結面積44.1ha（H25年3月末現在）、保全活動協定締結団体1団体（H22年4月締結）
市 川 市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する H24年度累計市内12箇所 6.46ha

市町村名	名 称	内 容
船 橋 市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500 ㎡以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H24 年度 緑化協定件数 (宅地開発に伴うもの) 112 件 54,441 ㎡
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19 年 4 月 1 日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする (保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金 15 円/㎡+固定資産税相当額を交付する)。指定面積：40,665 ㎡
成 田 市	緑化協定	「緑化推進指導要項」により、事業区域が 0.3ha 以上の場合、緑化率の確保について事前協議を行い、緑化協定を締結。
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積の 20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	柏市みどりの広場要領	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結 (5 年以上) (3) 事業実績面積 40,679 ㎡ (9 箇所)
	緑地保存協定	敷地面積 500 ㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 (H24 年度実績) 53 件 158,815 ㎡(敷地面積) 24,221 ㎡(緑化面積)
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林地の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約 5kmにわたる斜面樹林地の保全を図りながら整備計画した。面積約 7ha
	斜面樹林地の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約 2 kmにわたって連続する斜面樹林地は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林地の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約 1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積 500 ㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 256,783.03 ㎡ (H24 年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,302,537.3 ㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積 500 ㎡以上の工場等は、「協定の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	土地緑地法に基づき、一団の土地の所有者等の合意により、保全または緑化に関する緑地協定の締結を認可している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000 ㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H25 年 3 月末現在) 実績 182ha (三者協定：72 事業所 二者協定：115 事業所)

## カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすために S59 年 4 月 1 日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。
市 川 市	(公財)市川市花と緑のまちづくり財団	H25 年 4 月 1 日 公益法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4 年 9 月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	(公財)松戸みどりと花の基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て都市緑化の推進を図る。H2 年 3 月 27 日設立。H24 年 11 月 1 日公益財団法人へ移行登記。基本財産 4 億 7000 万円
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	H23 年 3 月に条例を改正し、新たに次の事業を追加 (H23 年 4 月 1 日から施行) ・里地、里山その他の自然環境を保全し、又は活用する事業 ・人と自然が共生する地域づくりを推進する事業 ・緑のふるさと野田を実現するために必要な事業
佐 倉 市	(財)佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。S59 年 3 月設立。 ※H24 年 4 月 1 日に公益財団法人佐倉緑の基金に移行。
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。目標額 5 億円、基金の造成実績 123,685 千円 (H24 年度決算)
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	H5 年 4 月 1 日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業
柏 市	(財)みどりの基金	・目標額 20 億円 ・基本財産 5 億円 (H7 年 4 月 3 日設立)
流 山 市	流山市ふるさと緑の基金	緑化思想の普及および啓発。公園及び緑地の整備又は管理運営 H24 年度積立金額：(483,913 千円)
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立 S60 年 4 月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H24 年度末現在 125,100 千円
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	H17 年 2 月 11 日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立条例制定：S60 年 4 月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
白 井 市	白井市まちづくり寄付金制度	H25 年 4 月 1 日制定。広く寄付金を募り、その寄付金を財源として寄付者の意向を反映した事業を展開する。寄付金の使い道：環境の保全に関する事業など 14 メニュー。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他